

消防OAシステムサービス利用契約設計書

単位:円

品名	数量	単位	単価	合計	備考
1 救急情報管理システム	47	月			8ライセンス
2 予防管理システム	47	月			8ライセンス
3 IP-VPN回線	47	月			
小 計	47	月			
(消費税)			10%		
合 計					

検算者	
設計者	

# 消防〇Aシステムサービス利用契約仕様書

伊賀市消防本部

## 第1章 総則

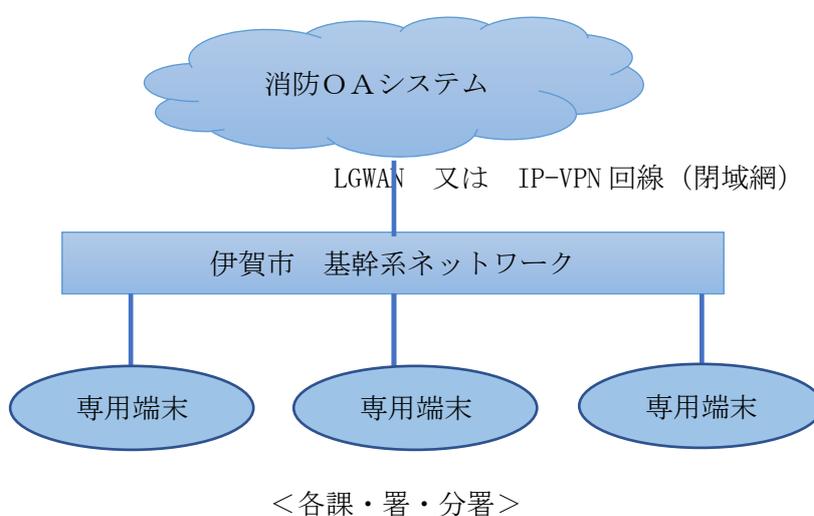
### 1. 適用

本仕様書は、伊賀市（以下「賃借人」という。）が令和元年度に更新を行う消防OAシステム（以下「システム」という。）のサービス利用契約に適用する。

### 2. システム概要

システムは、賃借人の専用端末（別途調達）のウェブブラウザから、本市基幹系ネットワーク（別途整備）を介し、LGWANまたはIP-VPNの専用回線網（閉域網）を経由してシステム提供者（以下「賃貸人」という。）側のウェブサーバーに接続するクラウド型（ウェブアクセス方式）とする。

#### 【概要図】



### 3. 用語の定義

- (1) 「プログラム」とは、コンピュータによる読取可能な形式のプログラムをいい、技術サービスに基づき将来提供されるその改訂版・改良版等を含むものとする。
- (2) 「関連資料」とは、プログラムの使用にあたって参照されるプログラムに関する資料をいい、技術サービスに基づき将来提供される改訂版・改良版等を含むものとする。
- (3) 「プロダクト」とは、賃貸人が賃借人に対してその使用を許諾するサービス、プログラム及び関連資料を総称するものであって、技術サービスに基づき将来提供される改訂版・改良版等を含むものとする。
- (4) 「技術サービス」とは、プログラム及び関連資料の改訂版・改良版を提供することをいう。

### 4. 納入

賃貸人は、賃貸人の負担の下に「プロダクト」をウェブサーバーに納入するとともに、賃借人が別途調達する専用端末の設定を行い、サービスの提供を開始するものとする。なお、システムの納入にあたり必要となる書類の作成及び諸申請手続については、指示又は打ち合わせに基づき確実に行うものとし、必要な諸経費は賃貸人が負担するものとする。

## 5. システム利用場所

システムの利用場所は、次のとおりとする。

- ・ 消防本部消防救急課救急救助係
- ・ 消防本部消防救急課指令係
- ・ 消防本部予防課
- ・ 中消防署指導係
- ・ 中消防署警防係
- ・ 中消防署島ヶ原分署
- ・ 中消防署西分署
- ・ 東消防署
- ・ 東消防署阿山分署
- ・ 東消防署大山田分署
- ・ 南消防署
- ・ 南消防署丸山分署

## 6. サービスの提供に関する保証

(1) サービスの提供時間は、24 時間 365 日とする。ただし、次のいずれかに該当する場合に、貸貸人はサービスの一部または全部を必要な期間停止できるものとする。

ア システムの点検時

イ サービスを提供するためのシステムに障害が発生した場合

ウ 貸貸人または貸貸人が利用する電気通信設備にやむを得ない障害が発生した場合

エ 第三者の故意、過失による不具合に対策を講じる必要がある場合

オ 第一種電気通信事業者が電気通信役務の提供を停止することにより、基づくサービスの提供を行うことが困難になった場合

(2) 貸貸人は、前項各号の事由に基づくサービスの停止によって生じた、賃借人及び第三者の損害につき、一切の責任を負わないものとする。

## 7. プロダクトの非独占的使用権

貸貸人は賃借人に対して、貸貸人の所有に係る「プロダクト」を賃借人の業務遂行目的だけに賃借人が使用するための非独占的使用権を許諾するものとする。

## 8. 技術サービス

貸貸人は賃借人に対して、賃借人が「プロダクト」を使用する期間中は、次の技術サービスを無償で賃借人に提供する。

(1) 「プログラム」の改良版を作成し、提供すること。

(2) 「関連資料」の改良版を作成し、提供すること。

(3) 「プロダクト」にシステム上の誤りがあった場合には、その誤りの訂正に最善の努力を尽くし、解決され次第その改訂版を作成し、提供すること。

## 9. 使用期間

システムの使用期間については、令和2年3月1日から令和6年1月31日までとする。なお、セットアップ作業等を賃借人が指示する日までに完了のうえ、賃借人の検査を受けることとし、セットアップ作業等に係る費用は賃貸人の負担とする。

## 10. 教育指導

賃貸人は、システムの円滑な運用支援のため、取扱説明書を必要部数提出するとともに、賃借人に対し操作研修を行うものとする。なお、職員研修に必要な諸経費は賃貸人が負担するものとする。また、法改正やシステムの変更等により操作方法が大幅に変更された際も同様とする。

## 11. 機密保護

### (1) 情報の管理・保護

賃貸人は、ウェブサーバー内の情報について、善良なる管理者の注意義務をもって厳格に管理するものとし、賃借人の了解を得た場合を除いて情報を閲覧しないこととする。また、不正なアクセスまたは情報の紛失、破綻、改ざん、漏洩等が発生しないよう、適切な安全対策を講じること。ウェブサーバーは自動バックアップ機能を有するもので、堅牢なデータセンターに設置するものとし、データセンターは ISO27001:2013 認証を取得したもので、空調設備、無停電電源装置（UPS）、非常用発電設備を備え、24時間365日の有人での入退室監視体制をとるなどセキュリティ対策には万全を期すこととする。データセンターの利用料は賃貸人の負担とする。

### (2) 使用期間終了後の処理

使用期間終了後は、ウェブサーバー上に収集したデータは原則として全て消去すること。ただし、入札等により同システムとなる場合はこの限りではない。また、入札等により別システムとなる場合は、賃貸人は別システムへのデータ移行支援を行うものとする。

## 12. データの所有権

賃借人がシステムに登録した情報の所有権・使用权は、全て賃借人に帰属するものとする。

## 13. 報告

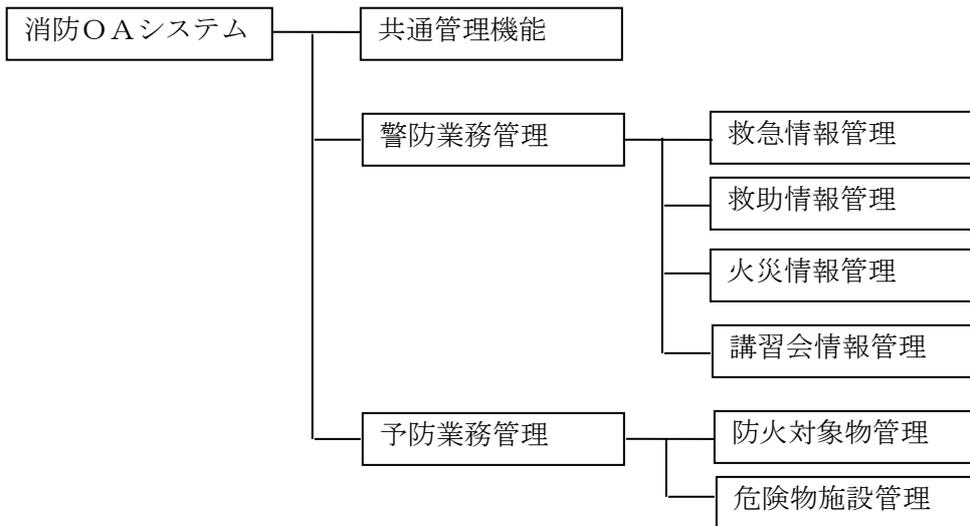
賃借人がサービスの遂行状況、その他必要な報告を求めた場合は、速やかにその求めに応じること。

## 14. 法令の遵守

電気通信事業法、不正な営業活動等に関して定める法令、その他の関係諸法令、本市契約約款及び情報セキュリティポリシーを遵守すること。

## 第2章 システム仕様

### 1. 導入システム体系



### 2. 共通管理機能

#### (1) 操作性

プルダウン、チェックボックス、入力ガイド等を多用し、操作しやすくするとともに、入力ミスを減らす工夫を行うこと。また、登録ボタンをなくし、画面遷移のみで自動登録する仕組みにすることにより、急な出動時にエラーが表示され保存できない事態を防ぐこと。さらに、いずれのシステムを使用する場合でも同じ操作性で使用でき、マスタの一部を共用することで、効率よくマスタ管理が行えること。

#### (2) ログインと権限

ログインはSSL暗号化通信によりシステムを使用する最初の画面で行うものとし、ログインする職員毎に利用できる機能の権限設定をすることが可能であること。なお権限は、全職員参照権限、全職員修正権限、承認権限、マスタ保守権限等とする。

#### (3) 複数端末からの同時入力

複数の担当者で同時入力、及び同時参照が行えること。

#### (4) 項目追加設定

任意の画面の任意の位置に入力項目を追加することが可能であること。

#### (5) 統計機能

入力したデータを様々な条件で抽出する機能を備え、抽出方法は一覧検索とクロス集計とし、抽出結果はCSV形式とPDF形式で出力可能であること。

### 3. 警防業務管理

#### (1) 機能

「救急情報管理」、「救助情報管理」、「火災情報管理」、「講習会情報管理」の機能を有し、出場事案や講習会情報の入力を行うことによりデータが蓄積され、「救急情報管理」、「救助情報管理」、「火災情報管理」については、総務省消防庁の「統計調査系システム」に対応し

たデータが作成されるものであること。また、救急活動報告書、救急救命処置録、事後検証票等の様式を賃借人独自の様式で登録および出力できる機能や、様々な条件でデータを抽出する統計機能を有するものであること。

(2) データチェック機能

各入力画面では極力入力ミスを少なくするためデータチェック機能を設け、データチェックでエラーのない完成データとなり、「救急情報管理」、「救助情報管理」、「火災情報管理」の場合は、総務省消防庁の「統計調査系システム」報告の対象データとなるものであること。また、一時保存にてデータを保存し、必要な時に一括でのデータチェックが可能であり、任意の入力項目に対してデータチェックの設定が可能であること。

(3) 添付ファイル機能

「救急情報管理」、「救助情報管理」、「火災情報管理」は添付ファイル機能により、図面をスキャン等したファイルを台帳に結び付けて登録でき、必要に応じてフォルダに分類して保存することが可能であること。登録された図面ファイルはサーバーで一元管理し、将来的な災害現場でのタブレット等を活用した参照も想定したものであること。

(4) 様式登録

救急活動報告書、救急救命処置録、事後検証票等の賃借人独自の様式をシステムに登録し、出力することが可能であること。

(5) 総務省消防庁向けの報告

総務省消防庁の「統計調査系システム」向けのデータ出力が可能であり、「統計調査系システム 救急・ウツタイン様式調査業務（救急調査オンライン処理システム）」、「救急調査オフライン処理システム」、「救助調査オフライン処理システム」、「統計調査系システム 火災報告等調査業務（火災報告等オンライン処理システム）」用のCSVファイルを出力でき、事務作業の低減が図れること。

#### 4. 予防業務管理

(1) 機能

「防火対象物管理」、「危険物施設管理」の機能を有し、台帳管理、申請・届出管理、点検・検査状況等の入力を行うことによりデータが蓄積され、総務省消防庁の「統計調査系システム」に対応したデータが作成されるものであること。また、防火対象物台帳、危険物台帳、査察簿等の様式を賃借人独自の様式で登録および出力できる機能や、様々な条件でデータを抽出する統計機能を有するものであること。

(2) データチェック機能

各入力画面では極力入力ミスを少なくするためデータチェック機能を設け、データチェックでエラーのない完成データとなり、総務省消防庁の「統計調査系システム」報告の対象データとなるものであること。また、一時保存にてデータを保存し、必要な時に一括でのデータチェックが可能であり、任意の入力項目に対してデータチェックの設定が可能である

こと。

(3) 添付ファイル機能

添付ファイル機能により、図面をスキャン等したファイルを台帳に結び付けて登録でき、必要に応じてフォルダに分類して保存することが可能であること。登録された図面ファイルはサーバーで一元管理し、将来的な災害現場でのタブレット等を活用した参照も想定したものであること。

(4) 様式登録

防火対象物台帳、危険物台帳、査察簿等の賃借人独自の様式をシステムに登録し、出力することが可能であること。

(5) 総務省消防庁向けの報告

総務省消防庁の「統計調査系システム」向けのデータ出力が可能であり、「防火衣対象物実態等調査」、「危険物規制事務調査」用のCSVファイルを出力でき、事務作業の低減が図れること。

(6) データの履歴管理

最新情報の入力、修正および申請・届出等により、随時更新される台帳情報を、履歴として保存することが出来ること。

### 第3章 動作環境

システムの動作環境は、下記のとおりとする。

【利用端末】 (別途調達)

パソコン本体	下記ソフトウェアが安定動作する機種
ソフトウェア	Microsoft Internet Explorer 11.0 以降 Microsoft Excel 2013/2010 以降 Adobe Acrobat Reader DC 秘文
OS	Windows 10/8.1/7 SP1 ※Windows 10 の場合は、ビルド番号 1809 以降
ディスプレイ	解像度 XGA (1024 x 768) 以上、High Color(16ビット)65,536 色以上

【ネットワーク】

ネットワーク	TCP/IP ネットワーク通信環境 (回線速度 1Mbps 以上)
--------	-----------------------------------

## 第4章 保守

1. 使用期間中にシステムが正常かつ円滑に稼働できるよう、賃貸人の負担において万全な保守体制をとること。
2. 保守サービス時間は、原則として平日午前9時00分から午後5時15分とする。
3. 障害発生時には、速やかに専門技術者をデータセンター等へ派遣、またはリモートメンテナンスにて障害回復を行うこと。なお、賃借人に担当者名及び連絡先を届けること。
4. 法改正が施行される場合はプログラム改修を実施し、国・県への統計報告に支障をきたさないこと。
5. 使用期間内において、出力帳票に変更が生じた場合に対応するために生じた費用は保守費用に含めること。
6. システムの操作方法、システム運用状況、詳細費用、データ調査等の問い合わせに対応すること。